

2011年2月16日
産業構造審議会 知的財産政策部会
委員 竹中 登一

特許料金の見直し
審査請求料の引き下げについて

首題の件について、下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

<結論>

特許制度小委員会報告書中の審査請求料に特化した料金の引き下げに賛成であり、引き下げ幅については、特許特別会計の収支相償の原則を踏まえ、国際出願の調査手数料引下げ等その他の料金見直し額と合わせ総合的に判断し、中長期的な特許特別会計の安定運営の観点から政策的に決めていただきたい。

特許庁予算案には、「イノベーション促進等の観点を踏まえ、審査請求料を約25%程度引下げる」とあり、審査請求額の平均が20万円とした場合、これを5万円減額すると読めるが、長期の歳入と歳出を算出した上で対応できる額としてこの案がでてきたのであれば、これを支持する。

併せて、以下の点についても、配慮いただきたい。

<補足>

特許特別会計の中で減額を実施するのであるため、次の視点を忘れないようにすべきである。

1) 制度ユーザーとしては、特許特別会計の用途について事業仕分けの際に強調された”審査・審判業務を旨とすべき”には反対である。

特許庁に対しては政策官庁として企業の競争力を回復・維持するために必要な国内問題・国外問題の両方を俯瞰した政策立案をお願いしたいところであり、したがって、特許特別会計は、企業の競争力を回復・維持するために国内並びに国外バランスよく使われる必要がある。

2) このバランスが担保されるため、一つの施策で特許特別会計が赤字になることは避けるべきである。すなわち、審査請求料を極端に安く設定することで、特許特別会計が赤字になることは本意ではなく、あくまで長期の歳入と歳出を算出した上で対応できる額にとどめるべきである。

なお、審査請求料の低減に伴い、出願数、審査請求件数が増加することが予想され

るが、その結果、審査の質が下がる（質の悪い特許が増える）ことのないよう、なお一層の質の向上に努めていただきたい。

以上